

不当利得返還請求訴訟 当事者の主張一覧

 全て和解案に反映

 一部和解案に反映

	本市の主張	和解の相手方の主張	和解案
本件各土地の 所有権	本市が所有。 払下げはしていない。	和解の相手方が所有。亡父が売買 で取得したが、市が登記を怠っ た。	市が所有権を有する。 所有権移転登記請求（放棄） 市は、和解の相手方に、本件各土地を182万円で売 る。
時効取得 ※1	時効取得の要件に該当しない。	10年もしくは20年の経過をもっ て時効取得した。	
不当利得 （遅延損害金含 む）	2,044,812円 （駐車場収益 1,596,000円＋ 遅延損害金 448,812円）	なし。（否定）	不当利得返還請求事件の解決金として71万円 （不当利得元金 518,700円＋ 遅延損害金 189,597円）（端数切り上げ）
仮処分 ※2	未対応	仮処分申請	取下げ
損害賠償 ※3 （文書管理）	なし。（否定）	100万円＋遅延損害金129万1,883 円	なし。（放棄）
損害賠償 ※4 （不当提訴）	なし。（否定）	100万円	なし。（放棄）
訴訟費用 ※5	和解の相手方負担	本市負担	各自負担

※1 時効取得は、仮に本件各土地の売買による亡父の取得が認められなくても、亡母が時効取得するとの相手方の主張。

※2 仮処分とは、本件各土地を本市が第三者に売却等をしないよう、相手方が裁判所に申立てを行ったもの。

※3 「保存義務があるにもかかわらず行政文書を破棄したことにより、相手方が心痛、不安、憤りなどの精神的損害を被った」との相手方の主張。

※4 「ものを言う市議会少数派議員を狙い撃ちした不当提訴による損害を被った」との相手方の主張。

※5 訴訟費用とは、裁判所に支払う公的な費用（収入印紙や郵送料等）を指し、弁護士費用は含まない。

判決であっても、弁護士費用は各自で負担することとなる。

市の訴訟費用：訴状提出用収入印紙13,000円＋予納郵券6,000円＝ 19,000円